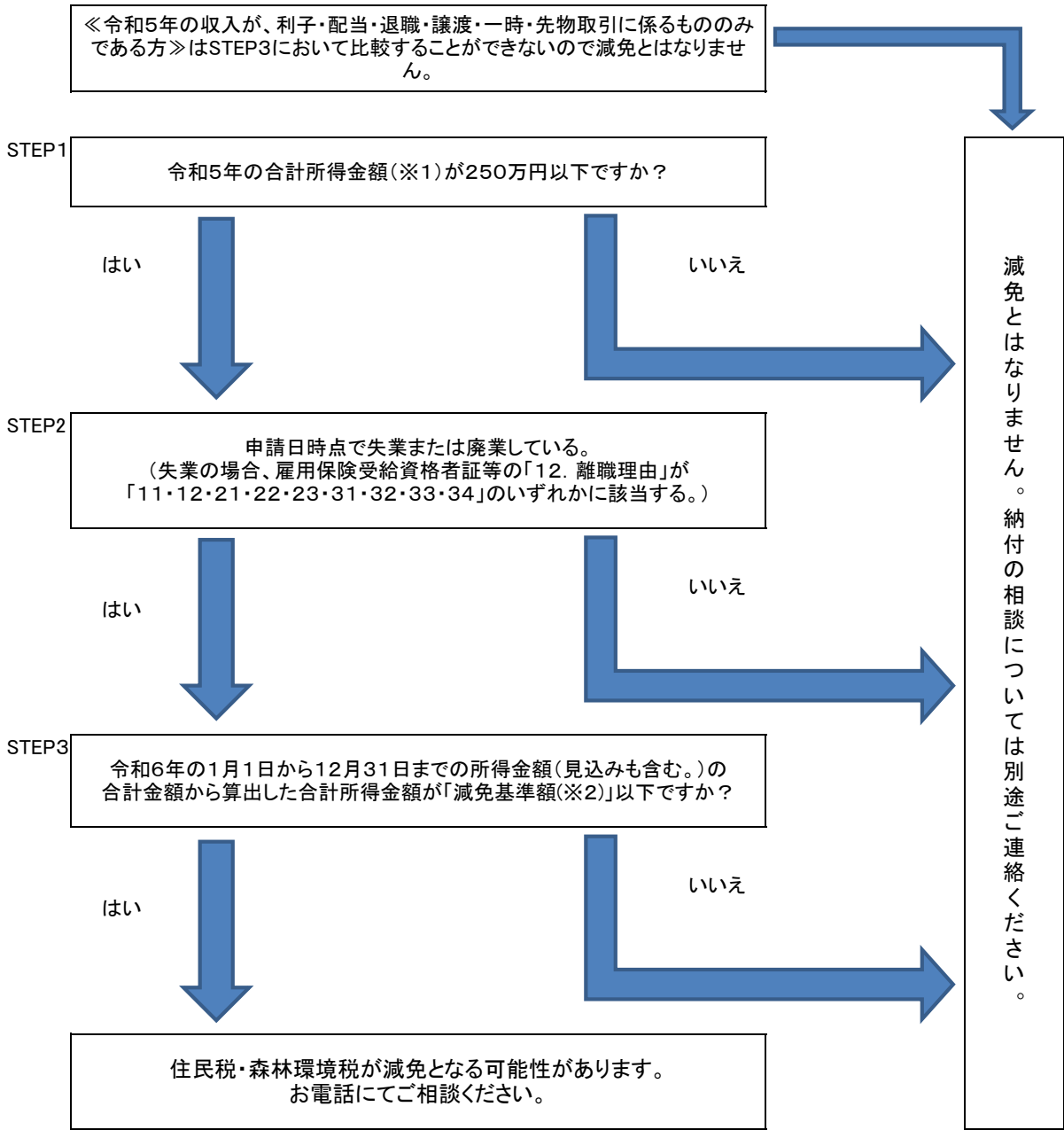


令和6年度における減免申請要件判定フローチャート(特別区民税・都民税の減免及び森林環境税の免除)

※申請書・納期限前でも、減免の決定がされるまでの納期限を過ぎた住民税・森林環境税は減免対象外となります。また申請書・納期限前でも、減免の決定がされるまでの納期限を過ぎた住民税・森林環境税は減免対象になりません。



※1 令和6年度の納税通知書に記載の令和5年の合計所得金額(令和6年度の納税通知書は令和6年6月10日頃に発送します。)

※2 減免基準額とは、住民税の均等割が非課税となる額です。
未成年者の判定は令和6年1月1日時点、それ以外の判定は申請日時点の現況です。
単身者の場合は45万円
同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合は35万円×(扶養数+1)+31万円
障害者、未成年者、寡婦又はひとり親である場合は135万円

前年中の合計所得金額	(参考)給与収入	減免割合
250万円以下	3,675,999円以下	10割

納期限	
第1期分	7月1日
第2期分	9月2日
第3期分	10月31日
第4期分	1月31日
随3期分	3月31日